

令和6年7月19日（金）

於・水産庁中央会議室

第26回

農林水産省国立研究開発法人審議会

水産部会

水産庁 研究指導課

午後1時29分 開会

○金子部会長 ほぼ定刻となりましたので、ただいまから第26回国立研究開発法人審議会水産部会を開催いたします。

関係の皆様方には、御多忙の中、御出席くださいますこと誠にありがとうございます。

農林水産省国立研究開発法人審議会令の規定により、水産部会長である私が本日の司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、議事に入ります前に事務局から本日の委員等の出欠状況について報告をお願いいたします。

○南課長補佐 お世話になっております。事務局の研究指導課 南です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

本部会の成立に関しまして、農林水産省国立研究開発法人審議会令第6条では、会議を開く要件としまして、「委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席すること」が規定され、本水産部会においても準用するとされております。

本日の水産部会においては、委員2名、臨時委員3名の5名全ての委員の御出席をいただいておりますので、本水産部会の成立要件を満たしていることを御報告いたします。

なお、久賀専門委員はウェブでの御出席でございます。それから、高橋専門委員は、本日御欠席となっております。

最後に、ウェブで御出席されております委員及び法人等の皆様いつものお願いではございますが、御発言の際にはウェブ会議システム上で「挙手ボタン」をクリックし、発言の意思をお示しいただき、部会長の御指示に従って御発言いただきますようお願いいたします。御発言されるまで音声はミュートに設定していただき、御発言の際にミュートを解除して御発言いただきますようお願いいたします。

音声トラブル等がある場合には、ウェブ会議システムのチャット機能にて事務局までその旨お知らせください。

以上です。

○金子部会長 ありがとうございます。

本日の会議は成立していることを確認しました。

では最初に、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○南課長補佐 資料の確認につきましては、今般の部会もウェブ方式と対面方式の併用により行うこととしておりますので、ウェブで御出席の皆様は事前にお送りしました電子ファイルを、会場に御出席の皆様はお手元のタブレットを御利用いただきたいと思いますので、各々の資料確認は省略させていただきます。御了承願います。

なお、会場に御出席の委員各位には、第26回国立研究開発法人審議会水産部会資料一覧、同じく議事次第、委員等名簿、出席者名簿、座席表について紙媒体で配付しております。不足などございましたら事務局までお申し付けくださいますようお願いいたします。

以上になります。

○金子部会長 ありがとうございます。

本日は、議事次第に記載のとおり諮問事項が2件ありますので、議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。また、本日審議いたします諮問事項につきましては、「農林水産省国立研究開発法人審議会における部会の設置について」の第2条第1項の規定に基づき、部会の議決に関して他の部会との調整を要するとき以外は、水産部会の議決をもって審議会の議決とみなすこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の議事につきましては、後日、議事録（案）にまとめた後、その内容につきまして各委員の御確認を得た上で、農林水産省のホームページにて公開しますので、御了承願います。

それでは、議事に入ります。

農林水産大臣からの諮問事項の1、北方領土問題対策協会の令和5年度業務実績に関する大臣評価（案）についてです。

それでは、水産庁より説明をお願いいたします。

○溝部課長補佐 水産庁水産経営課の溝部と申します。よろしくお願いいたします。恐縮ですが、着席して説明させていただきます。

北方領土問題対策協会の令和5年度業務実績に関する大臣評価（案）について説明させていただきます。

お手元のタブレット、シートが二つあると思いますけれども、02本体資料のタブを開いていただきまして、資料1－1に沿って説明させていただきます。資料1－2は大臣評価（案）の原案でございます。

資料1－1をお開きください。

2ページ目につきましては、法人自己評価と大臣評価案、そちらの整理表でございます。こちらに沿って説明をさせていただきます。

なお、北方領土問題対策協会は内閣府と農林水産省の共管となっております。内閣府が全ての業務を所管いたしまして、農林水産省は融資業務のみを所管しております。そのため、8月1日に開催予定の内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会でも、融資業務を含めた全体の事業実績について評価を受けることになっております。

それでは、説明をしていきますので、資料1－1、2ページ目から御覧ください。

ちょっと字が小さくて恐縮でございますけれども、左から「主な評価軸（評価の視点）、指標等」、そして、「法人の自己評価」、そして「大臣評価案」、委員の皆様の評価・御意見が記載されております。

一番左、主な評価軸のところを御説明させていただきます。主な定量的指標は二つございます。一つ目、融資の相談等の件数の目標を前中期目標期間最終年度相談件数、こちらが470件以上とする。二つ目、リスク管理債権比率を委託金融機関の令和4年度末平均比率4.04%以下に抑制するとしてお

ります。

その他の指標につきましては四つございます。一つ目、融資対象者や承継手續ができる可能性が高い世帯へダイレクトメールや協会ホームページ等の各種媒体や手段で融資事業の制度や内容等を周知しているか。二つ目、ダイレクトメール等の発送後、借入需要が見込まれる者に対しフォローコールを実施しているか。三つ目、融資相談会は休日を含めた開催を2回行っているか。四つ目、社会情勢や利用者ニーズを適切に踏まえ、必要に応じ融資メニューの見直しを実施しているか。

そして、評価の視点については三つございます。融資対象者による適切な融資制度利用が図られているか、二つ目、借入者の返済能力等を勘案しつつ審査を行っているか、三つ目、債権管理を適切に行っているかでございます。

隣にいきまして、法人自己評価につきましては、前回第25回のときに北対協さんが説明をしているので全体は省略いたしますが、全体で「B」評価と自己評価をされておりまして、この後説明いたします大臣評価のときにかいつまんで説明をしていきます。

評価につきまして、結論から申し上げますと「B」評価と判断をいたしました。

評価に至った理由につきまして、年度計画に記載された項目ごとの評価について説明をしていきます。

まず一つ目、相談件数の増加につきましては、借入資格者や資格承継対象者について、対象資金などを重点化したダイレクトメールを1万5,904件発送しており、フォローコールを実施したほか、融資相談会や説明会を実施したことにより、令和5年度の融資相談件数は505件となり、目標値である前中期目標期間最終年度、令和4年度が472件、これを上回る結果を達成いたしました。

二つ目、関係金融機関との連携強化につきましては、関係金融機関との実務担当者会議の開催や、現地訪問によって情報収集やニーズの把握などを行うほか、所期の目標を達成していると認められます。特に令和6年1月に発生しました能登半島地震の際の借入資格者に対し、電話相談の案内の送付や被災状況のヒアリングの実施等、社会情勢に合わせた柔軟な対応を行っており、融資対象者に寄り添った親身できめ細やかなサービスを提供していると評価しました。

三つ目、利用者ニーズの把握については、常日頃電話相談の際に利用者ニーズの把握に努めるのはもちろんのこと、研修会などを通じて利用者のニーズ把握に努めているほか、札幌事務所内に融資業務見直しプロジェクトチームを発足させ、融資メニューの見直しの検討を随時行っているなど、所期の目標を達成していると評価いたしました。

四つ目、融資事業の適切な維持・継続につきましては、融資利用者に対する親身な相談対応や的確な審査に努めているほか、回収面では定期的な督促励行や関係金融機関との情報連携を図った結果、定量的指標である貸付債権に占める金融再生法開示債権比率は1.49%であり、目標値である委託金融機関の平均比率4.04%以下に抑制しており、所期の目標を達成していると認められます。

このことから、北方地域旧漁業権者への融資について、所期の目標を達成していると認められることから、評価を「B」といたしました。

今後の課題ですが、引き続き、親身で細やかな相談対応やサービスを行うとともに、各方面への情報収集や関係機関との連携を通じて、利用者ニーズを把握し、現在の融資メニュー全般に関する分析結果、借入資格者からの要望、公的機関等の統計データ及び社会情勢を勘案して、融資メニューの見直しを不断に検討することが必要であると考えております。

委員の皆様から頂戴している御意見については、その右端に記載しておりますが、大臣評価「B」は妥当であるとの御意見を頂戴しております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○金子部会長 ありがとうございました。

令和5年度業務実績に関する大臣評価（案）について、本水産部会としての意見を取りまとめたいと思います。

本日の部会はウェブ方式併用となっておりますので、発言される際は、最初にお名前をお知らせください。

審議事項の業務実績に関する大臣評価（案）については、事務局より事前に資料が送付され、委員各位には意見照会が行われております。これを受けて各委員からの意見について、大臣評価（案）に対する修正や疑義はなかったところですが、この場で何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に御意見がないようでしたら、ただいま審議した事項について、水産部会として大臣評価（案）のとおりとすることを確認したいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

以上により、北方領土問題対策協会の令和5年度業務実績に関する大臣評価（案）に対する答申については、水産部会として「妥当である」といたします。よろしく願いいたします。

また、北方領土問題対策協会の令和5年度事業実績に関する大臣評価（案）に対する本部会の農林水産大臣への答申の手續につきましては、部会長である私に御一任いただけますでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、北方領土問題対策協会に関する大臣評価（案）の審議は以上となります。関係の皆様には御対応、ありがとうございました。

では、次に予定される水産研究・教育機構に関する大臣評価（案）の審議前に、法人関係者には座席の入替えをお願いいたします。他の方々におかれましては、しばらくお待ちください。

（説明者入替え）

○金子部会長 再開の御準備はよろしいでしょうか。

それでは、水産研究・教育機構についての議事を進めます。

諮問事項の2、水産研究・教育機構の令和5年度業務実績に関する大臣評価（案）です。こちらも事務局より事前に資料が送付され、委員各位から意見を頂いております。この大臣評価（案）については評価項目が多くありますので、その審議については資料2-2の3ページに記載されている項目

別評定総括表の項目ごとに区切りつつ進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

では、事務局より大臣評価（案）の説明をお願いいたします。

○長谷川課長 水産庁研究指導課長の長谷川でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
着座にて失礼いたします。

では、水産研究・教育機構の令和5年度業務実績に関する大臣評価（案）について御説明させていただきます。

タブレット資料2－1を御覧いただければと思います。

この整理表ですけれども、資料2－2にあります大臣評価（案）の記載内容のうち、主な評価軸（評価の視点）、指標等、それから法人自己評価、大臣評価案、最後に委員等の意見を抜き出して整理したものでございます。こちらの資料を使って御説明させていただきます。

項目数が多いので、時間の制約上、大臣による評価の評定及びその理由につきまして、各項目ごとに概略を説明させていただきます。それから、委員等の意見につきましては、後ほど評価項目ごとに御審議いただくということですので、この資料の整理表にて御確認いただければと存じます。

それから、委員から頂きました御意見につきましては、資料2－1では、見え消しにして表記してございます。それから2－2では、溶け込みにして表記してございます。

それでは、最初に「第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」のうち、「1 研究開発業務」でございます。こちらの（1）から（3）の項目は、いずれも重要度と困難度が高い評価項目となっております。

まず、「（1）水産業の持続可能な発展のための水産資源に関する研究開発」についてでございます。資料1ページ目からとなっております。まず、評価軸の1についてですけれども、大臣評価案としましては、我が国周辺資源の調査・評価を速やかに公表するとともに、各種会議で説明することにより、国のTAC設定や資源管理施策の検討に大きく貢献しており、国が進める資源管理の方向性に適合しているものと認められます。

続いて、2ページ目でございます。

北太平洋漁業委員会NPFCですとか、中西部太平洋マグロ類委員会WCPFCにおきまして、マサバやクロマグロの資源評価に対応し、国際的な資源管理措置の検討にも重要な役割を果たしてございます。

次に、3ページ目でございます。

評価軸2ですけれども、令和5年度においても、資源生物、資源評価、海洋研究等の多岐にわたる論文発表が行われ、中には学会賞ですとか、それから北太平洋海洋科学機関PICESでの若手研究者最優秀口頭発表賞を受賞するなど、学術研究の進展につながる成果を上げております。

それから、評価軸の3ですけれども、資源評価の高度化に必要な情報収集を行いながら、得られた情報を漁業関係者等に提供するなど、資源管理の推進に大きく貢献しており、中でも、4ページ目にありますとおり、資源解析に必須である漁獲物の体長情報について、大規模水揚げ市場での自動撮像

装置導入とAIによって対象物が、魚が重なって見えるような場合でもそれぞれの魚の測定が可能となる画像解析技術を組み合わせることで、従来よりも大きく作業効率を向上、簡易化するシステムを開発してございます。これを導入した大規模水揚げ市場においては、大量の体長情報を自動取得できるということを実証し、更に実装が進められることから、今後の資源評価の効率化等への貢献が大いに期待できる顕著な成果となっております。

また、東京電力福島第一原発事故後の調査研究結果の総括として、「東京電力福島第一原発事故由来の放射性物質の動態に関する研究書籍」に取りまとめ発行し、地域の漁業者ですとか、一般市民の方々に向けて科学的に正しい情報の提供を行ったということは、大きな成果と認められます。

以上のような成果を総合的に勘案した結果、研究開発成果の最大化に向けて顕著な成果の創出や、将来的な成果の創出の期待等が認められることから、評価は「A」としてございます。

続いて、5ページ目でございます。

第3の「(2) 水産業の持続可能な発展のための生産技術に関する研究開発」でございます。6ページ目から7ページ目に記載がございます。評価軸の1では、クロマグロ、ニホンウナギの人工種苗生産技術の開発、低魚粉飼料の開発、病害防除のための研究等は持続的な水産物生産システムの構築に寄与しているところ、特にクロマグロの早期採卵技術によって得た受精卵の養殖業者への配布や、養殖技術の速やかな指導・普及は養殖業の持続性の向上に寄与する成果となっております。また、海面養殖におけるマダイイリドウイルス病を発生させない新たな防疫対策の提案ですとか、水中ドローンを用いた魚礁効果の定量評価手法を開発するなど、養殖業の持続性に寄与する成果と認められます。

次に、評価軸2でございます。クロマグロ、ニホンウナギ養殖での人工種苗への転換、低魚粉飼料の開発、育種による種苗の改良等の成果は、「養殖業成長産業化総合戦略」「みどりの食料システム戦略」に合致しており、国の方針や社会のニーズと適合しているものと認められます。

7ページ目でございます。

特に、脱炭素社会の実現に向け、新たな吸収源として期待されているブルーカーボンについて、CO₂貯留量算定手法を確立し、その算定の具体的手法を示したガイドブックを作成、公表、また、藻場による炭素貯留量を世界で初めて温室効果ガスインベントリ報告書に記載することに貢献したことは顕著な成果と認められます。

さらに、本年発生した能登半島地震への対応として、石川県庁からの要請に協力し、ドローンや調査船による漁港・漁場関係の調査等に対応してございます。

次に、評価軸3でございます。ニホンウナギやマダコの種苗生産技術の公設試験研究機関や民間企業への技術移転、クロマグロ早期種苗の有用性の実証など、研究の実用化や進展につながる成果であると認められます。

以上を総合的に勘案し、研究開発成果の最大化に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められることから、評定を「A」としてございます。

続きまして、8ページから9ページに記載のあります第3の1の「(3) 漁業・養殖業の新たな生

産技術定着のための開発調査」でございます。

評価軸1としましては、海外まき網漁業における無人航空機による漁場探索、遠洋カツオ釣り漁業における自動釣り機、沖合底びき網漁業における漁具の改良ですとか、未利用魚種の有効利用につきましては、労働環境の改善や生産性の向上等につながるものであり、国の方針に合致し、産業、経済活動の活性化及び高度化、社会価値の創出に寄与するものとなっております。また、アカイカの漁場探索を効率化する手法を開発した結果、漁期の拡大につながる成果がありました。

続いて、9ページでございます。

ブリ養殖における人工種苗の利用拡大や育種の実証、スジアラ養殖の企業化に向けた取組は、国の「養殖業成長産業化総合戦略」や「みどりの食料システム戦略」の方針に合致しているものとなっております。

評価軸2ですけれども、沖合底びき網漁業において、未利用資源の分布調査や実証調査を行い、実用化に向けた取組のほか、特にスジアラ養殖では生産コストを大幅に削減し、今後の企業化につながるものが大いに期待できる顕著な成果となっております。

続いて、11ページ目でございます。

評価軸3といたしまして、これらの研究開発の成果が、自動カツオ釣り機の実運用ですとか、アカイカの実操業の拡大、ブリ人工種苗の国内供給能力の向上などに貢献したと認められます。

以上のような成果を総合的に勘案した結果、研究開発成果の最大化に向けて顕著な成果の創出や、将来的な成果の創出の期待等が認められることから、評価は「A」としてございます。

続いて、11ページ目から13ページ目となります。第3の2の「人材育成業務」でございます。この項目も困難度の高い評価項目となっております。

(1)の水産に関する学理及び技術の教育でございます。下から二つ目の記載にありますとおり、令和5年度の二級海技士筆記試験受験者の合格率は定量的指標の80%を大幅に上回る93.9%となっております。

それから、12ページ目にあります(5)就職対策の充実でございますが、水産業及びその関連分野への就職割合につきましても、定量的指標の80%を上回る83.4%という結果になってございます。

そのほか、13ページにございますように、スマート水産業の事業への取組ですとか、水産庁の船舶部門に対して中核となる人材の輩出、漁船漁業に就業予定の担い手となる方々に対して四級及び五級海技士教育を実施するなど、水産行政の推進に大きく寄与しているということでございまして、中長期目標における所期の目標を大きく上回る成果が得られていると認められることから、評価結果は「A」としてございます。

次に、14ページ、第3の「3 研究開発マネジメント」でございます。駆け足で申し訳ありません。

大臣評価案は15ページからとなっております。(1)イノベーションへの推進及び他機関との連携として、都道府県や民間企業、国内・国外の研究機関と連携した数々の共同研究が取り組まれました。16ページにかけて記載がございしますが、水産機構が開発したタブレット端末用漁業操業支援アプ

リケーションが、効果的操業ですとか、漁獲物の付加価値向上に寄与し、関係者から極めて高い評価を得られたことから、研究開発成果の普及、研究活動の活性化に向けて、水産機構発のベンチャー企業を設立したことは顕著な成果と認められます。

それから、（２）にあります国際的な研究協力の推進として、国際機関や委員会等への議長や委員といった人材派遣ですとか、発展途上国からの研修受入れにも寄与してございます。

続いて、17ページでございますけれども、（４）資源評価の理解の増進として、都道府県の試験研究機関に対する研修会の開催、資源調査・評価に関するウェブサイトのリニューアルを行ったほか、SNSを活用した研究成果の発信を積極的に行っております。

続いて、19ページ目ですけれども、（８）その他の行政対応、社会貢献としまして、水産庁長官諮問の「海洋環境の変化に対応した漁業のあり方検討会」への委員派遣、それから施策の提言に貢献したほか、能登半島地震発生後、速やかに水産機構内に災害対策本部及び現地災害対策本部を設置し、防疫の検査ですとか、試験機器の貸出し、調査船の現地派遣などの支援協力を行っております。

以上のような成果を総合的に勘案した結果、研究開発成果の最大化に向けて、顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待が認められることから、評価は「A」というふうにしてございます。

続いて、20ページの「第４ 業務運営の効率化に関する事項」の「１ 業務運営の効率化と経費の削減」についてでございます。年度計画に示した業務を着実に実施し、所期の目標を達成したとの法人の自己評価結果が妥当であるということを確認し、評価は「B」としてございます。

続いて、21ページ、22ページでございます。

「第５ 財政内容の改善に関する事項」の「１ 収支の均衡」、「２ 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守」、「３ 自己収入の確保」及び「４ 保有財産の処分」につきましては、法人の自己評価はいずれも「B」であり、大臣評価（案）についても、各項目についてそれぞれ適切な運営管理等が行われていることを確認し、同じく評価は「B」となっております。

次に、23ページ目以降でございます。「第６ その他業務運営に関する重要事項」にくくられる六つの項目につきましても、法人の自己評価はいずれも「B」でございまして、大臣評価（案）においても、各項目でそれぞれ年度計画に示した業務を着実に実施し、所期の目標を達成しているということから、評価は「B」としてございます。

続きまして、それぞれの項目に今後の課題とされている欄がございますので、記載しているものから順に御説明いたします。

４ページ目にお戻りいただければと思います。

第３の１の（１）「水産業の持続可能な発展のための水産資源に関する研究開発」での今後の課題です。委員からの御指摘を踏まえ、令和５年度のカラフトマスの放流実績は、計画の32%にとどまったが、その原因は法人の責に帰するものではないと考えられるところ、今後の種卵の確保状況を注視しつつ、適切な評価方法を検討する必要があるというふうに修正してございます。

続いて、21ページでございます。第４の「１ 業務運営の効率化と経費の削減」では、業務運営の

効率化等については、今後とも不断の取組を行う必要があるというふうにしてございます。

次に、22ページでございます。第5の「4 保有資産の処分」のところでは、保有資産の処分については、今後とも不断の取組を行う必要があるというふうにしてございます。

その他の評価項目の今後の課題欄は特になしというふうにしてございます。

以上が項目別の評価内容でございます。

これらの項目別の評価につきましては、資料2-2の3ページに一覧でまとめてございますので、御覧いただければと存じます。

総合の評価につきましては、その前の2ページの「1. 全体の評価」の「評価に至った理由」に記載のとおり、項目別評価は、5項目が「A」、11項目が「B」であり、項目別のウェイトを加味した結果は2.70ということでございまして、「A」相当になってございます。また、他に全体の評価を引き上げるあるいは引き下げる事象もなかったことから、総合評価は「A」評価としてございます。

令和5年度業務実績に関する大臣評価（案）の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○金子部会長 ありがとうございます。

では、令和5年度業務実績に関する大臣評価（案）について、本水産部会としての意見を取りまとめたいと思います。

大臣評価（案）に対して各委員から事前に提出いただいた意見等について、整理表で御確認ください。それぞれの意見等が出された項目ごとに審議を行います。

なお、発言される際は、最初にお名前をお知らせください。

最初に、資料2-1の整理表の第3の1の「（1）水産業の持続可能な発展のための水産資源に関する研究開発」の項目です。「委員等の意見」欄について大臣評価は妥当である旨の場合は、事務局側の意見を伺うことなく進めてまいります。以降の項目についても同様といたします。

東海専門委員から整理表に記載の御意見を頂いておりますが、事務局側からコメントはあるでしょうか。

○南課長補佐 ありがとうございます。

まず、最初に東海専門委員から、大臣評価の「A」は妥当であるかということでございますけれども、頂いた御意見は大臣評価案に記載されている内容の一部につきまして、法人の主な業務実績等に記載がないものがあるということがあり、その根拠を示してほしいといった御意見でございました。

まず、大臣評価に当たりましては、総務大臣による独立行政法人の評価に関する指針に基づいて実施しているところでございますが、この指針において評価の方法が示されておりまして、そこではもちろん審議会を開催して意見を聴くこと、それから、加えまして法人の長からのヒアリングを実施することや、当該法人に対する現地調査を行うことによって評価を実施することとされているところでございます。

従いまして、大臣評価を行うに際しましては、これらヒアリングや現地調査などにより聴取した結

果を踏まえまして、評価を行っていることについて、まず御理解いただきたいと思います。ただし、今回の御指摘につきましては、こういったヒアリングや現地調査に基づいた評価を行っている部分を委員の皆様方にきちんとお示ししていなかった故の御指摘だと思いますので、ここは事務局といたしましても反省すべき点として受け止めております。今後の水産部会において十分留意して対応させていただくこととして、何卒御理解いただきますようお願いいたします。

そういった上で、まず御質問のありました最初の整理表の3ページ目のところになりますが、評価軸2のところになりますが、日本水産学会や日本海洋学会をはじめとした学会賞、それからPICESでの若手研究者最優秀口頭発表者受賞の実績ということでございます。

これの根拠としまして、補足資料の1のリストにございますように、多数の学会賞、それから一番最後の方にPICESの表彰、受賞した実績をリストにしてございますけれども、これらを現地調査によって確認し、評価を行ったところでございます。

続いて、整理表にまた戻っていただいて、4ページになります。

既に修正を加えているところでございますが、例のスマートフォンによる撮影とAIによる画像解析技術を組み合わせた成果、これについての根拠となる資料でございますが、補足資料の②、この資料につきましては、前回の水産部会において法人からも御説明いただいた資料でございますけれども、大規模水揚げ市場において、この自動撮像装置を導入いたしまして動作検証を実施した結果、大量の体長情報を自動取得できることを実証しております。また、これによりまして、今後の資源評価に当たってのデータ収集の効率化、収集データの拡大、データ処理の迅速化・高度化に大きく貢献する成果であったとして、今回大臣評価として評価を行ったものでございます。

それから、2-1の4ページ目です。今後の課題のところでございますが、既に御意見を踏まえて修正をしていますけれども、東海専門委員からは、カラフトマスの放流実績や最近の気候変動等に起因した種卵の不足により計画に達しなかったことに対して、今後の計画達成に固執しているような記載になっているのではないかと、そういった御指摘を踏まえまして、今回、この赤書きのとおり修正をしております。繰り返しになりますが、修正したところは「令和5年度のカラフトマスの放流実績は計画の32%に留まったが、その原因は法人の責に帰するものではないと考えられるところ、今後の種卵の確保状況を注視しつつ、適切な評価方法を検討する必要がある」、このように今回修正をさせていただいているところでございます。

本項目については以上でございます。

○金子部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、東海専門委員、いかがでしょうか。

○東海専門委員 専門委員の東海です。御説明をありがとうございました。

法人の自己評価のところに書いてあるものだけを取り上げて評価するものではないということはよく理解できました。その上で、今回補足資料で御提示いただき、根拠も確認できたところでございますので、この点については感謝申し上げたいと思います。

それから、こういった法人の評価だけで書いてあるものだけではなくて、やはり現地調査と理事長ヒアリング等を含めて評価いただいているということは非常に重要なことでありますので、今後もこういった形でしっかりとやっていただければ有り難いと思いました。

それから、もう一つ、今後の課題のところについて、私の方で意見を出させていただきましたので、修正いただいているところではございますが、私としては法人に責任があるかとか、今回はそういった問題ではないと考えておりますので、「その原因は」以降ですけれども、「長期的かつ予測し難い」というように「予測し難い」という言葉を入れて良いか問題があるかもしれませんが、急激な環境変動がこの中期の5年間の間で生じているということを踏まえて、その上で「今後の種卵の確保状況を注視しつつ、適切な評価方法を検討する必要がある」と受けていただき、「長期的かつ予測し難い急激な環境変動によるもの」と考えられるところを私としては書いていただいた方が良いと思います。

今回の問題というのは、誰に責任があるとかそういう問題ではないということで、是非こういったことで御検討いただければいかがかなと思います。

以上です。

○金子部会長 ありがとうございます。

確かに定量的なこの数値目標は、場合によっては努力によって達成することは可能な場合ももちろんありますし、今回のように全くそういったレベルの違うようなことも起こり得るので、確かにケース・バイ・ケースで考えていく必要があろうかなというふうに思います。

東海専門委員からの御意見を頂きましたけれども、また事務局からの発言に対して、他の先生方、何か御意見がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ほかに意見等がなければ、大臣評価（案）について、ただいま説明のあった修正をしていただくこととして、その他は事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、次に進みます。

次に、第3の1の「（2）水産業の持続可能な発展のための生産技術に関する研究開発」に関する項目です。委員からは、整理表に記載のとおり、大臣評定「A」は妥当との御意見を頂いておりますが、御担当の委員又は他の委員から何か御意見等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に意見がないようであれば、大臣評価（案）について、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、次に進みます。

次に、第3の1の「（3）漁業・養殖業の新たな生産技術定着のための開発調査」に関する項目です。委員からは、整理表にある記載のとおり、大臣評定「A」は妥当との御意見を頂いておりますが、

御担当の委員又は他の委員から何か御意見等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に意見等がなければ、大臣評価（案）について、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、次に進みます。

次に、第3の「2 人材育成業務」に関する項目です。委員からは、整理表に記載のとおり、大臣評価「A」は妥当との御意見を頂いておりますが、御担当の委員又は他の委員から何か御意見等はあるでしょうか。

特に御意見がないようであれば、大臣評価（案）について事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、次に進みます。

次に、第3の「3 研究開発マネジメント」に関する項目です。東海専門委員から、整理表に記載の御意見を頂いておりますが、事務局側からコメントはあるでしょうか。

○南課長補佐 ありがとうございます。資料の15ページをお願いいたします。

既に赤字で修正をしている部分なんですけれども、東海専門委員より、当初の大臣評価案の記述は「候補要因の解明」という記述をしておりました。一方、法人の方の自己評価においては「要因候補の同定」という記述になっておりまして、これが適切な表現なのかといった御指摘がございました。

確認いたしましたところ、最初の大臣評価案の記述に誤りがございましたことから、今回修正しているところでございます。記述としましては、検討させていただいた結果、より適当と思われる「要因候補の特定」というふうに修正させていただいているところでございます。

続いて、15ページの一番下のところです。「特に法人が開発したタブレット端末用漁業操業支援アプリケーション」という部分でございますけれども、これも大臣評価とした根拠を示してほしいという御意見でございました。

補足資料の③になります。この補足資料をまた用意させていただいているところでございます。こちらも前回の水産部会における法人からのプレゼン資料の一部や現地調査によって確認したものでございます。法人の研究成果でございます漁業操業支援アプリケーションを活用する法人の第1号ベンチャー企業を設立いたしまして事業を展開しているものでございますが、このアプリシステムを生産現場と産地市場に導入して、市場のニーズや評価を生産現場にフィードバックするといったことにより効率的な操業が可能となり、漁獲物の付加価値向上に寄与するとともに、更に生産現場でも得られた情報を産地市場や地域で活用することで、漁獲向上、販路・消費の拡大に貢献するものとなっております。

本システムを導入しました下関漁港では、1航海当たりの水揚げ単価が4年度比で1.6倍増となった効果があったことや、現在、他の地域でも導入が進められているといった成果によりまして、大臣

評価を行ったという経緯でございます。

事務局からの説明は以上になります。

○金子部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、東海専門委員、いかがでしょうか。

○東海専門委員 専門委員の東海でございます。

修正につきましては、このような形で結構かと思います。「同定」と「特定」というのは、言葉の使い方、学問分野の違いによってもなかなか使い方は難しいところもございますので、一般的な「特定」ということで表現いただいたので結構かと思います。

また、もう一点につきましても補足資料を示していただきましたので、根拠となるものを確認できましたので、ありがとうございました。

以上でございます。

○金子部会長 確かに「候補の解明」という表現は、よく考えてみるとおかしな話で、非常に曖昧なものを解明したという力強い言葉を使っているので、確かに違和感があって、この方がよろしいかというふうに思います。

ただいまの東海専門委員からの御意見又は事務局側からの発言に関しまして、他の委員から何か御意見等あるでしょうか。

よろしいでしょうか。

ほかに意見等なければ、大臣評価（案）について、ただいま説明のあった修正をしていただくこととして、その他は事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、次に進みます。

次に、「第4 業務運営の効率化に関する事項」の「1 業務運営の効率化と経費の削減」に関する項目です。

佐藤臨時委員から整理表に記載の御意見を頂いておりますが、事務局側からコメントがありますか。

○南課長補佐 ありがとうございます。

この項目でございます。佐藤臨時委員から、大臣評価「B」であるけれども、施設整備において民間企業との共同研究契約を締結し、社会実装につながる研究を具体的に進めている点を評価し「A」としてもよいではないかという、非常に有り難い御意見を頂いたところでございます。ありがとうございます。

この記述は、その次のページに、法人の自己評価の一番左上の記述を基に御意見を頂いたところでございます。法人の令和5年度の計画におきましては、施設整備については他機関との相互利用を考慮しつつ、効率的運用を行うというふうな計画になってございました。大臣評価といたしましては、この所期の計画を達成したことをもって「B」評価としたところであり、御理解いただきたいと考えております。なお、この共同研究契約につきましては、令和5年度におきましては契約締結を行った

だけの段階でございまして、今後、実際の共同研究を進めていく中で、更に施設整備の適正化、効率的な運用に資する観点で何か発展するような実績がございましたら、改めて評価を行うことも可能かと考えておりますが、今回におきましては大臣評価「B」でお願いしたいというところでございます。

以上になります。

○金子部会長 ただいまの説明に対して、佐藤臨時委員、いかがでしょうか。

○佐藤臨時委員 臨時委員の佐藤でございます。

私は、研究というのは「社会に役立っていることが見える」ということが大変重要になってきていると思います。今までそうであったと思いますが、今般、本当に研究というものがいかに役に立っているかということが、また次の研究につながっていく。その中で、民間企業との共同研究契約を結ぶというケースが、ほかにもどのくらいあるのか分かりませんが、今回見えてきたことだったものですから、それをより前向きにプラスに評価することで、次なる、皆様の研究成果が見える化するというものに繋がることを期待して、アップした形の評価にしたらいいのではないかと御提案でございます。皆様が「B」でいいとおっしゃるのであれば、それはそれでよろしいと思いますけれども、目指す方向として、「良いことが社会にどう生かされるか」というところにポイントを置いていく一つのきっかけになったらいいのではないかと、このような意見を申し上げました。

以上です。

○金子部会長 ありがとうございます。

「B」評価というのは決して悪い評価ではないんですよね。決してネガティブな印象はないと思うんですけど、「A」でも良いんじゃないかという御意見かと思えます。

ただいまの佐藤臨時委員からの御意見又は事務局側からの発言に関しまして、他の委員から何か御意見がございましたら、お願いいたします。

「B」のままでよろしいということで、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ほかに意見がございませんので、大臣評価案については事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、更に次に進みます。

次に、「第5 財務内容の改善に関する事項」に進みます。第5は、四つの評価項目により構成されております。委員からは、整理表に記載のとおり、全ての評価項目において大臣評定「B」は妥当との御意見を頂いておりますが、御担当の委員、又は他の委員から何か御意見等ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ほかに意見等ございませんようでしたら、大臣評価（案）について、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、更に次に進みます。

最後の項目「第6 その他業務運営に関する重要事項」に進みます。第6は、六つの評価項目より構成されており、委員からは整理表に記載のとおり、全ての評価項目について大臣評定「B」は妥当との御意見を頂いておりますが、御担当の委員又は他の委員から何か御意見等ありますか。

特にないようでしたら、大臣評価（案）について、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

次に進みます。

個別の評価項目については以上となります。

このほかに、令和5年度事業の事業実績に関する大臣評価（案）の全体を通じて、何か御意見等あれば、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

ウェブで参加の久賀専門委員、特に御意見等ございませんか。

○久賀専門委員 特にございません。これまでの昨年度の業務をきちんと拝見いたしまして、また、大臣評価も伺いまして、また来年度も引き続き業務を続けていつていただきたいというふうに思っております。よろしくをお願いいたします。

○金子部会長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

ほかに特段ないようでしたら、ただいま本部会で審議した事項について、事務局側から大臣評価（案）を一部修正する旨説明のあった箇所は、それを反映することを前提として、水産部会として、変更等の意見出しを要するとしたものは、答申文書にその意見を記載することとし、その具体的な記述については部会長である私に御一任いただきまして、そのほかについては大臣評価（案）のとおりとすることを確認したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

以上により、水産研究・教育機構の令和5年度事業の大臣評価（案）に対する答申については、水産部会として「審議した内容を踏まえて意見を付した上で妥当である」といたします。よろしくお願いいたします。

また、今回の農林水産大臣の評価案に対する本部会の答申手続きにつきましては、部会長である私に御一任いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

○東海専門委員 少し発言をさせていただきますか。

○金子部会長 どうぞ。

○東海専門委員 発言の機会を頂きましてありがとうございます。

令和5年度の業務実績に関する大臣評価案についてではないのですが、関連する事項として

質問をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○金子部会長 はい、どうぞ。

○東海専門委員 ありがとうございます。

開発マネジメントに関連するところということで、資料2-2の82ページに当たるところが関連するかと思います。そこには第6期科学技術・イノベーション基本計画の政府方針に沿って、オープンアクセスについて記載がなされております。それで、この問題は令和5年度ではなくて、令和6年度から問題になると思うのですけれども、令和6年2月16日に、内閣府の統合イノベーション戦略推進会議によりまして、学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針が決定されてございます。こちらによりますと、公的資金のうち2025年度から新たに公募を行う即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費を受給する者（法人を含む）に対して、該当する競争的研究費による学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載を、即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を義務付けるというようになってございます。

国立研究開発法人では、多くの優秀な研究者の方々が論文を公表されております。また、政府の公的外部資金をたくさん獲得されて、優れた研究を進められていると考えております。そうした場合、この方針にのっとりまして、2025年度からは即時オープンアクセス化しないといけないというようなことが義務化されているわけです。私ども大学の方では、既にこれに対応して、大学図書館を中心にオープンアクセス化の加速度事業なるものを進めているところではありますが、国立研究開発法人におかれましては余りそういった動きというのが拝見できないというように感じております。この点、この5年間の計画とは違う研究環境の変化が大きなものがあったという中で、今後どのように対応されるかについて、もし現時点で分かるところがあれば御紹介いただきたいと思いますと思ひまして、発言をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○金子部会長 貴重な御指摘ありがとうございます。

オープンアクセスを進めるというのは、具体的にはお金が掛かるという理解でよろしいんですかね。

○東海専門委員 オープンアクセスをする場合、現時点では海外の出版社で出版していますと、大体今円安もありますので、1報の論文をオープンアクセスするのに約50万円弱掛かります。そういった中で、やはり国際的に研究成果を発信していくためには、優秀な研究者ほどそういったものが必要になってくるということになります。それに対しての支援というのは、もちろん国立研究開発法人での図書館機能の強化も必要です。そういった部分での研究者への支援がないと、そういう成果の発信というのが十分にできなくなる可能性がある。あるいは、現在、非常に安価ではありますが、若干問題のある、いわゆるハゲタカジャーナルまではいかないですけれども、そういったところでのオープンアクセスの雑誌もございまして、そういったところに研究成果を出すというのは望ましくはないと考えられるところから、やはりしっかりした支援が必要ではないかと考えまして、発言をさせていただきました。

以上です。

○金子部会長 ありがとうございます。

中山理事長、御意見ございますか。

○中山理事長 御指摘、どうもありがとうございます。

極めて重要な問題だというふうに受け止めております。これは内閣府から出たのも今年に入ってからですね。ということで、まだちゃんとした対応というのはできてはいないというのが現状ではございます。

ただ、我々水産機構の研究者は500名おりますので、これが1年に1報ずつ出すと、それもElsevierのようなところで1報ずつ出すと2億5,000万円、年間掛かり増しが出てくるということで、「即時」というのがいつからなのか分かりませんが、我々にとっては極めて重要な問題で、年間半分だとしても1億2,000万円以上が掛かりますという状況になるわけなので、本当に大変な問題でございます。

これは水産機構に限った問題ではなくて、もちろん農研機構をはじめとする農水省全体の国立研究開発法人の問題でもございますし、他省庁も含めた国立研究開発法人全体の問題だというふうに認識しております。

文科省の方ではオープンアクセス加速化事業というのが今年3月に公募されたと聞いております。他省庁に関しての動きというのは、後で長谷川課長にもお聞きしたいと思うのですが、私たちは今のところ把握できておりません。我々のところで全部自己負担というのなかなか、それは難しいと思いますが、国の方策として決まっているわけですから、何らかの措置をしていただきたいというふうに思います。

それで、我々国立研究開発法人には「国立研究開発法人協議会」という、国立大学法人と同じような協議会がございまして、その中では特に図書関係の費用が非常にかさんでいるということに関しては、もう国立研究開発法人全部で連携して何かやっていった方がいいのではないかと議論は今進んでおりますので、多分そういう流れの中でこの件に関しても、当然議論が始まるというふうに思っています。ただ、東海専門委員御指摘のように来年度から即時ということになると、今年度中にこれに関して対応しなきゃいけないということで、即刻検討を進めなければいけないというふうに考えているところでございます。

あと、農水省の考え方というのが、もしあれば、逆に私としてもお聞きしたいところなのですが、よろしいでしょうか。

○長谷川課長 ありがとうございます。

内閣府が認める競争的研究経費、科研費は該当していたかと思うのですが、例えば農水省から水産機構への委託研究費などでは競争的研究経費に該当しないものもあると承知していますが、論文の話だけ言うと、その経費の中でやりくりして頂くということになるんですけれども…。

○東海専門委員 昨年度ですか、生研支援センターと一緒に仕事をさせていただきまして、水産機構の中での外部資金はかなりいろいろな、経産省、環境省も含めて、農水省以外の公的資金をかなり取

って研究されています。それは分かっておりますので、そういう大きな資金を取られている場合にはその中から、いわゆるAPC、アーティクルプロセッシングチャージですか、それを支払うことができると思うんですが、それにしてもやはり非常に高額になるというふうに理解しております。

○長谷川課長 ありがとうございます。私がこんなことを言うと皆さんに怒られるかもしれませんが、競争的研究経費になると間接経費が認められるとか、そういうがあるので、できればそういうものも活用していただきつつやっていただければというふうに思います。申し訳ありません。

○金子部会長 この件に関して、何か委員の方で御質問、御意見等ありましたら、お願いします。

よろしいですか。どうぞ。

大越委員、お願いします。

○大越委員 大越です。

一つの例として、東北大学でもこの件についてはやはり大きな問題として認識しており、とんでもない高額の資金を支払わなくてはならないということで懸念しており、数年前から他の大学と一緒に、主要なジャーナルの出版社と年間契約を結んで、その費用を抑えようと工夫しております。その成果は、まだ開始して1年ちょっとしか経っていないので、確実にどのような良い成果が出ているというのは公表されてはいないのですが、着実に若手研究者を優遇した内容になっていて、他の大学、そして他のもっと多くのジャーナル出版社とよりよい内容で契約し、パイロットプロジェクトを推進していこうという方向で動いております。

1人1報当たり50万円から、多い場合は100万円ぐらいかかってしまうので、それを一つ一つ抑えていこうというふうに進んでおります。御参考までに。一つの大学とか一つの組織では対応が無理だと思うので、やはり目的を同じくするところと組んで一緒に対応していくのが一つの手だと思います。

以上です。

○金子部会長 ありがとうございます。

小型の外部資金を獲得した場合には、オープンジャーナル化すると、それだけで50万円、100万円飛んじやうと、何のためのお金か分からなくなってくるという。ここだけの問題じゃなくて、本当に研究関係全体の大きな問題だなというふうに認識しております。

東海先生、本当に貴重な御意見ありがとうございます。

ほかに何か御意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の予定の議事は全て終了いたしましたので、第26回国立研究開発法人審議会水産部会を閉会といたします。

委員をはじめ関係の皆様方には、円滑な議事進行に御協力くださり、ありがとうございます。

午後2時41分 閉会